

<p>中国银行保险监督管理委员会令（2021年第2号）</p> <p>《中国银保监会关于修改〈中华人民共和国外资保险公司管理条例实施细则〉的决定》已于 2020 年 11 月 19 日经中国银保监会 2020 年第 14 次委务会议通过。现予公布，自公布之日起施行。</p> <p style="text-align: right;">主席 郭树清 2021 年 3 月 10 日</p> <p>中国银保监会关于修改《中华人民共和国外资保险公司管理条例实施细则》的决定</p> <p>为进一步扩大保险业对外开放，银保监会决定对《中华人民共和国外资保险公司管理条例实施细则》部分条款予以修改。</p> <p>一、删去第三条：“外国保险公司与中国的公司、企业合资在中国境内设立经营人身保险业务的合资保险公司（以下简称合资寿险公司），其中外资比例不得超过公司总股本的 51%。中国银行保险监督管理委员会（以下简称银保监会）另有规定的，适用其规定。</p> <p>“外国保险公司直接或者间接持有的合资寿险公司股份，不得超过前款规定的比例限制。”</p> <p>二、将第四条改为第三条，修改为：“外资保险公司至少有 1 家经营正常的保险公司或者保险集团公司作为主要股东；进行股权变更的，变更后至少有一家经营正常的保险公司或者保险集团公司作为主要股东。</p> <p>“外资保险公司的外方唯一或者外方主要股东应当为外国保险公司或者外国保险集团公司。</p> <p>“主要股东是指持股比例最大的股东，以及法律、行政法规、中国银行保险监督管理委员会（以下简称银保监会）规定的其他对公司经营管理有重大影响的股东。股东与其关联方、一致行动人的持股比例合并计算。”</p> <p>三、删去第二十四条：“《条例》和本细则要求申请设立外资保险公司的外国保险公司提供的下列文件或者资料，应当真实有效：</p>	<p>中国銀行保險監督管理委員會令（2021 年第 2 号）</p> <p>《中国銀保監會：〈中華人民共和國外資保險会社管理條例實施細則〉改定に関する決定》は、2020 年 11 月 19 日、中国銀保監會 2020 年第 14 回委務會議において可決された。ここに公布し、公布日より施行する。</p> <p style="text-align: right;">主席 郭樹清 2021 年 3 月 10 日</p> <p>中国銀保監會：《中華人民共和國外資保險会社管理條例實施細則》改定に関する決定</p> <p>保険業の対外開放をさらに拡大するため、銀保監會は、《中華人民共和國外資保險会社管理條例實施細則》の一部条項について改定することを決定した。</p> <p>一、第三条を削除する：「外国保險会社が中国の会社・企業と合弁で中国国内において人身保險業務を經營する合弁保險会社（以下、合弁生命保險会社）を設立する場合、このうち外資の比率は、会社の総資本の 51%を超過してはならない。中国銀行保險監督管理委員會（以下、銀保監會）に別の規定がある場合、その規定を適用する。</p> <p>「外国保險会社が直接あるいは間接的に保有する合弁生命保險会社の持分は、前項の規定する比率制限を超過してはならない。」</p> <p>二、第四条を第三条に変更し、以下の通り改定する：「外資保險会社は、少なくとも一社の經營が正常な保險会社あるいは保險グループ会社を主要株主とする；株主変更を行う場合、変更後に少なくとも一社の經營が正常な保險会社あるいは保險グループ会社を主要株主とする。</p> <p>外資保險会社の外国側の唯一あるいは外国側の主要株主は、外国保險会社あるいは外国保險グループ会社でなければならない。</p> <p>主要株主とは、持分比率が最大の株主、および法律・行政法規・中国銀行保險監督管理委員會（以下、銀保監會）が規定するその他の会社の經營管理に対して重大な影響を及ぼす株主を指す。株主およびその関係者・共同行為者の持分比率は合わせて計算する。」</p> <p>三、第二十四条を削除する：「《条例》および本細則が外資保險会社の設立を申請する外国保險会社に提出を要求する下記の文書あるいは資料は、真実かつ有効でなければならない：</p>
--	--

<p>“（一）营业执照（副本）或者营业执照的有效复印件；</p> <p>“（二）对拟任外国保险公司分公司主要负责人的授权书；</p> <p>“（三）外国保险公司对其中国境内分公司承担税务、债务的责任担保书。”</p> <p>四、增加一条，作为第三十二条：“《条例》第四十条所称外国保险集团公司，是指经所在国家依法登记注册，对集团内一家或者多家保险公司实施控制、共同控制和重大影响的公司。</p> <p>“保险集团是指保险集团公司及受其控制、共同控制和重大影响的公司组成的企业集合，且保险业务为企业集合的主要业务。”</p> <p>五、增加一条，作为第三十三条：“申请设立外资保险公司的外国保险集团公司，应当具备下列条件：</p> <p>“（一）符合《条例》第八条第一、四、五项的规定；</p> <p>“（二）所在国家或者地区有完善的保险监管制度，并且该外国保险集团公司或者其主要保险子公司已经受到所在国家或者地区有关主管当局的有效监管；</p> <p>“（三）其所属外国保险集团或者其主要保险子公司符合所在国家或者地区偿付能力标准。</p> <p>“前款所称主要保险子公司是指受保险集团公司控制、共同控制，申请设立前一年度总资产规模排名靠前的一家或者多家保险公司，且该一家或者多家保险公司合计总资产占该保险集团合并报表保险总资产比重不低于 60%。”</p> <p>六、增加一条，作为第三十四条：“申请设立外资保险公司的外国保险集团公司，应当提交下列资料：</p> <p>“（一）该外国保险集团公司所在国家或者地区有关主管当局核发的营业执照（副本）；</p> <p>“（二）该外国保险集团公司或者其主要保险子公司所在国家或者地区有关主管当局出具的符</p>	<p>（一）営業許可証（副本）あるいは営業許可証の有効な写し；</p> <p>（二）就任予定の外国保険会社支店の主要責任者に対する授權書；</p> <p>（三）外国保険会社のその中国国内の子会社の税務・債務負担に対する責任担保書。」</p> <p>四、一条追加し、第三十二条とする：「《条例》第四十条でいう外国保険グループ会社とは、所在国の法に基づく登記登録を経て、グループ内の一社あるいは複数の保険会社に対して支配・共同支配を実施し、重大な影響を及ぼす会社を指す。保険グループとは、保険グループ会社およびその支配・共同支配および重大な影響を受ける会社から成る企業集団であり、かつ保険業務を企業集団の主要業務であることを指す。」</p> <p>五、一条追加し、第三十三条とする：「外資保険会社の設立を申請する外国保険グループ会社は、下記の条件を備えていなければならない：</p> <p>（一）《条例》第八条第一・四・五号の規定に合致している；</p> <p>（二）所在国あるいは地区の完全な保険監督管理制度を有しており、かつ当該外国保険グループ会社あるいはその主要保険子会社がすでに所在国あるいは地区の関連主管当局の有効な監督管理を受けている；</p> <p>（三）その所属する外国保険グループあるいはその主要保険子会社が所在国あるいは地区の返済能力基準に合致している。</p> <p>前項でいう主要保険子会社とは、保険グループ会社の支配・共同支配を受け、設立申請の前年度の総資産規模が上位の一社あるいは複数の保険会社であり、当該一社あるいは複数の保険会社の総資産合計が当該グループの連結財務諸表の保険総資産に占める比率が 60%を下回らないことを指す。」</p> <p>六、一条追加し、第三十四条とする：「外資保険会社の設立を申請する外国保険グループ会社は、下記の資料を提出しなければならない：</p> <p>（一）当該外国保険グループ会社の所在国あるいは地区の関連当局が発行した営業許可証（副本）；</p> <p>（二）当該外国保険グループ会社あるいはその主要保険子会社の所在国あるいは地区の関連主</p>
--	---

<p>合偿付能力标准的证明及对其申请的意见书；</p> <p>“（三）《条例》第九条规定的除第二项之外的资料。</p> <p>“前款第一、二项所要求的资料，应当符合本细则第十条至第十二条的规定。”</p> <p>七、增加一条，作为第三十五条：“外资保险公司变更股东，拟受让方或者承继方为外国保险公司或者外国保险集团公司的，应当符合《条例》及本细则关于申请设立外资保险公司的股东条件。”</p> <p>八、增加一条，作为第三十六条：“《条例》第四十一条所称境外金融机构，是指在中华人民共和国境外注册并经所在国家或者地区金融监管当局批准或者许可的金融机构。”</p> <p>九、增加一条，作为第三十七条：“保险公司、保险集团公司以外的境外金融机构成为外资保险公司股东的，适用《保险公司股权管理办法》相关规定。”</p> <p>十、增加一条，作为第四十二条：“投资外资保险公司，影响或者可能影响国家安全的，应当依法进行外商投资安全审查。”</p> <p>十一、将第三十八条改为第四十三条，修改为：“香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区的保险公司和保险集团在内地（大陆）设立和营业的保险公司，参照适用《条例》和本细则；法律、行政法规或者行政协议另有规定的，适用其规定。”</p> <p>十二、增加一条，作为第四十四条：“外国保险公司和外国保险集团公司作为中国境内保险公司股东，设立保险集团公司的，适用保险集团公司管理的相关规定，未作规定的，参照适用《条例》和本细则。”</p> <p>《中华人民共和国外资保险公司管理条例实施细则》根据本决定作相应修改，重新公布。</p>	<p>管当局が発行した返済能力基準に合致していることの証明およびその申請に対する意見書；</p> <p>（三）《条例》第九条の規定する第二号以外の資料。</p> <p>前項第一・二号で要求する資料は、本細則第十から第十二条までの規定に合致していなければならない。」</p> <p>七、一条追加し、第三十五条とする：「外資保険会社が株主を変更し、譲受予定者あるいは継承予定者が外国保険会社あるいは外国保険グループ会社である場合、《条例》および本細則の外資保険会社の設立申請に関する株主の条件に合致していなければならない。」</p> <p>八、一条追加し、第三十六条とする：「《条例》第四十一条でいう国外の金融機関とは、中華人民共和国国外において登録かつ所在国あるいは地区の金融監督管理当局の批准あるいは認可を受けた金融機関を指す。」</p> <p>九、一条追加し、第三十七条とする：「保険会社・保険グループ会社以外の国外の金融機関が外資保険会社の株主となる場合、《保険会社持分管理弁法》の関連規定を適用する。」</p> <p>十、一条追加し、第四十二条とする：「外資保険会社への投資が、国家の安全に影響を及ぼすあるいは影響を及ぼす可能性のある場合、法に基づき外商投資安全審査を行わなければならない。」</p> <p>十一、第三十八条を第四十三条に変更し、以下の通り改定する：「香港特别行政区・マカオ特别行政区および台湾地区的保険会社および保険グループ会社が中国本土（大陸）において設立および営業する保険会社は、《条例》および本細則を参照・適用する；法律・行政法規あるいは行政協議に別の規定がある場合、その規定を適用する。」</p> <p>十二、一条追加し、第四十四条とする：「外国保険会社および外国保険グループ会社が中国国内の保険会社の株主となり、保険グループ会社を設立する場合、保険グループ会社管理の関連規定を適用し、規定されていない場合、《条例》および本細則を参照・適用する。」</p> <p>《中華人民共和国外資保険会社管理条例实施细则》は、本決定に基づき相応して改定し、改めて公布する。</p>
---	--

<p style="text-align: center;">中华人民共和国 外资保险公司管理条例实施细则</p>	<p style="text-align: center;">中華人民共和国 外資保険会社管理条例実施細則</p>
<p>(根据 2021 年 3 月 10 日《中国银保监会关于修改〈中华人民共和国外资保险公司管理条例实施细则〉的决定》修正)</p> <p>第一条 根据《中华人民共和国保险法》和《中华人民共和国外资保险公司管理条例》(以下简称《条例》), 制定本细则。</p> <p>第二条 《条例》所称外国保险公司, 是指在中国境外注册、经营保险业务的保险公司。</p> <p>第三条 外资保险公司至少有 1 家经营正常的保险公司或者保险集团公司作为主要股东, 进行股权变更的, 变更后至少有一家经营正常的保险公司或者保险集团公司作为主要股东。</p> <p>外资保险公司的外方唯一或者外方主要股东应当为外国保险公司或者外国保险集团公司。</p> <p>主要股东是指持股比例最大的股东, 以及法律、行政法规、中国银行保险监督管理委员会(以下简称银保监会)规定的其他对公司经营管理有重大影响的股东。股东与其关联方、一致行动人的持股比例合并计算。</p> <p>第四条 外资保险公司主要股东应当承诺自取得股权之日起 5 年内不转让所持有的股权, 并在外资保险公司章程中载明。</p> <p>经银保监会批准进行风险处置的, 银保监会责令依法转让的, 涉及司法强制执行的, 或者在同一控制人控制的不同主体之间转让股权等特殊情形除外。</p> <p>第五条 外资保险公司主要股东拟减持股权或者退出中国市场的, 应当履行股东义务, 保证保险公司偿付能力符合监管要求。</p> <p>第六条 外资保险公司的注册资本或者营运资金应当为实缴货币。</p> <p>第七条 外国保险公司分公司成立后, 外国保险公司不得以任何形式抽回营运资金。</p>	<p>(2021 年 3 月 10 日の《中国银保监会: <中華人民共和国外資保険会社管理条例実施細則> 改定に関する決定》に基づき改定)</p> <p>第一条 《中華人民共和国保険法》および《中華人民共和国外資保険会社管理条例》(以下、《条例》)に基づき、本細則を制定する。</p> <p>第二条 《条例》でいう外国保険会社とは、中国国外において登録し、保険業務を經營する保険会社を指す。</p> <p>第三条 外資保険会社は、少なくとも一社の經營が正常な保険会社あるいは保険グループ会社を主要株主とする; 株主変更を行う場合、変更後に少なくとも一社の經營が正常な保険会社あるいは保険グループ会社を主要株主とする。</p> <p>外資保険会社の外国側の唯一あるいは外国側の主要株主は、外国保険会社あるいは外国保険グループ会社でなければならない。</p> <p>主要株主とは、持分比率が最大の株主、および法律・行政法規・中国銀行保險監督管理委員會(以下、銀保監會)が規定するその他の会社の經營管理に対して重大な影響を及ぼす株主を指す。株主およびその関係者・共同行為者の持分比率は合わせて計算する。</p> <p>第四条 外資保険会社の主要株主は、持分取得日より 5 年以内は保有する持分を譲渡しないことを承諾し、外資保険会社の定款に明記しなければならない。</p> <p>銀保監會の批准を受けてリスク処置を行う場合、銀保監會が法に基づく譲渡を命じる場合、司法による強制執行に及ぶ場合、あるいは同一の支配者が支配する異なる主体間の持分譲渡などの特殊な状況は除く。</p> <p>第五条 外資保険会社の主要株主が持分の減少あるいは中国市場からの撤退を予定している場合、株主としての義務を履行し、保険会社の返済能力が監督管理要求に合致していることを保証しなければならない。</p> <p>第六条 外資保険会社の登録資本あるいは運営資金は、払込済貨幣でなければならない。</p> <p>第七条 外国保険会社支店の設立後、外国保険会社はいかなる形式でも運営資金を引き揚げ</p>

<p>第八条 《条例》第八条第一项所称设立申请前1年年末，是指申请日的上一个会计年度末。</p> <p>第九条 《条例》第八条第五项所称其他审慎性条件，至少包括下列条件：</p> <p>（一）法人治理结构合理；</p> <p>（二）风险管理体系稳健；</p> <p>（三）内部控制制度健全；</p> <p>（四）管理信息系统有效；</p> <p>（五）经营状况良好，无重大违法违规记录。</p> <p>第十条 申请人不能提供《条例》第九条第二项要求的营业执照（副本）的，可以提供营业执照的有效复印件或者有关主管当局出具的该申请人有权经营保险业务的书面证明。</p> <p>第十一条 《条例》第九条第二项所称外国申请人所在国家或者地区有关主管当局对其符合偿付能力标准的证明，应当包括下列内容之一：</p> <p>（一）在有关主管当局出具证明之日的上一个会计年度，该申请人的偿付能力符合该国家或者地区的监管要求；</p> <p>（二）在有关主管当局出具证明之日的上一个会计年度中，该申请人没有不符合该国家或者地区偿付能力标准的记录。</p> <p>第十二条 《条例》第九条第二项所称外国申请人所在国家或者地区有关主管当局对其申请的意见书，应当包括下列内容：</p> <p>（一）该申请人申请在中国境内设立保险机构是否符合该国家或者地区的法律规定；</p> <p>（二）是否同意该申请人的申请；</p> <p>（三）在有关主管当局出具意见之日的前3年，该申请人受处罚的记录。</p>	<p>てはならない。</p> <p>第八条 《条例》第八条第一号でいう設立申請前1年の年末とは、申請日の前会計年度末を指す。</p> <p>第九条 《条例》第八条第五号でいうその他の慎重性条件とは、少なくとも下記の条件を含む：</p> <p>（一）法人ガバナンス構造が合理的である；</p> <p>（二）リスク管理体系が穩健である；</p> <p>（三）内部統制制度が健全である；</p> <p>（四）管理情報システムが有効である；</p> <p>（五）経営状況が良好であり、重大な法律・規定違反の記録がないこと。</p> <p>第十条 申請者が《条例》第九条第二号の要求する営業許可証（副本）を提出することができない場合、営業許可証の有効な写しあるいは関連主監督局が発行する当該申請者に保険業務経営の権利があることの書面証明を提出することができる。</p> <p>第十一条 《条例》第九条第二号でいう外国申請者の所在国あるいは地区の関連主管当局による当該申請者が返済能力の基準に合致していることの証明は、下記の内容のいずれかを含めなければならない：</p> <p>（一）関連主管当局の証明発行日の前会計年度において、当該申請者の返済能力が当該国家あるいは地区の監督管理要求に合致している；</p> <p>（二）関連主管当局の証明発行日の前会計年度において、当該申請者に当該国家あるいは地区の返済能力基準に合致しないとの記録がないこと。</p> <p>第十二条 《条例》第九条第二号でいう外国申請者の所在国あるいは地区の関連主管当局のその申請に対する意見書は、下記の内容を含めなければならない：</p> <p>（一）当該申請者の中国国内における保険機構の設立申請が当該国家あるいは地区の法律の規定に合致しているか否か；</p> <p>（二）当該申請者の申請に同意するか否か；</p> <p>（三）関連主管当局の意見作成日の前3年において、当該申請者が受けた処罰の記録。</p>
--	--

<p>第十三条 《条例》第九条第三项所称年报，应当包括申请人在申请日的前3个会计年度的资产负债表、利润表和现金流量表。</p> <p>前款所列报表应当附由申请人所在国家或者地区认可的会计师事务所或者审计师事务所出具的审计意见书。</p> <p>第十四条 除法律、行政法规另有规定或者经国务院批准外，《条例》第九条第四项所称中国申请人应当符合《保险公司股权管理办法》等相关规定要求。</p> <p>第十五条 拟设外资保险公司的筹建负责人应当具备下列条件：</p> <p>(一) 大专以上学历；</p> <p>(二) 从事保险或者相关工作2年以上；</p> <p>(三) 无违法犯罪记录。</p> <p>第十六条 申请人根据《条例》第十一条规定申请延长筹建期的，应当在筹建期期满之日的前1个月以内向银保监会提交书面申请，并说明理由。</p> <p>第十七条 《条例》第十一条第一项所称筹建报告，应当对该条其他各项的内容作出综述。</p> <p>第十八条 《条例》第十一条第四项所称法定验资机构，是指符合银保监会要求的会计师事务所。</p> <p>第十九条 《条例》第十一条第四项所称验资证明，应当包括下列内容：</p> <p>(一) 法定验资机构出具的验资报告；</p> <p>(二) 注册资本或者营运资金的银行原始入账凭证的复印件。</p> <p>第二十条 《条例》第十一条第五项所称主要负责人，是指拟设外国保险公司分公司的总经理。</p> <p>对拟任外国保险公司分公司主要负责人的授</p>	<p>第十三条 《条例》第九条第三号でいう年次報告書とは、申請者の申請日の前3会計年度の貸借対照表・損益計算表およびキャッシュフロー計算書を含む。</p> <p>前項でいう報告書は、申請者が所在国あるいは地区が認可した会計士事務所あるいは監査事務所が作成した監査意見書を添付しなければならない。</p> <p>第十四条 法律・行政法規に別の規定がある、あるいは国务院の認可を受けた場合を除き、《条例》第九条第四号でいう中国の申請者は、《保険会社持分管理弁法》などの関連規定の要求に合致していなければならない。</p> <p>第十五条 外資保険会社を設立予定の計画責任者は、下記の条件を備えていなければならない：</p> <p>(一) 大学・専門学校以上の学歴；</p> <p>(二) 保険あるいは関連業務に2年以上従事している；</p> <p>(三) 違法犯罪記録がない。</p> <p>第十六条 申請者は、《条例》第十一条の規定に基づき準備期間の延長を申請する場合、準備期間の期限到来日前1ヶ月以内に银保监会に書面申請を提出し、理由を説明しなければならない。</p> <p>第十七条 《条例》第十一条第一号でいう準備報告は、本条のその他各号の内容について概要を述べなければならない。</p> <p>第十八条 《条例》第十一条第四号でいう法定の出資払込検査機構とは、银保监会の要求に合致する会計士事務所を指す。</p> <p>第十九条 《条例》第十一条第四号でいう出資払込検査証明とは、下記の内容を含めなければならない：</p> <p>(一) 法定の出資払込検査機構が作成した出資払込検査報告；</p> <p>(二) 登録資本あるいは運営資金の銀行初回入金エビデンスの写し。</p> <p>第二十条 《条例》第十一条第五号でいう主要責任者とは、外国保険会社支店を設立予定の総経理を指す。</p> <p>就任予定の外国保険会社支店の主要責任者に</p>
--	---

<p>权书，是指由外国保险公司董事长或者总经理签署的、对拟任外国保险公司分公司总经理的授权书。</p> <p>授权书应当明确记载被授权人的权限范围。</p> <p>第二十一条 《条例》第十一条第六项所称拟设公司的高级管理人员，应当符合银保监会规定的任职资格条件。</p> <p>外国保险公司分公司的高级管理人员，应当具备保险公司总公司高级管理人员的任职资格条件。</p> <p>第二十二条 《条例》第十一条第九项所称拟设公司的营业场所的资料，是指营业场所所有权或者使用权的证明文件。</p> <p>《条例》第十一条第九项所称与业务有关的其他设施的资料，至少包括计算机设备配置、网络建设情况以及信息管理系统情况。</p> <p>第二十三条 外资保险公司可以根据业务发展需要申请设立分支机构。</p> <p>外国保险公司分公司只能在其所在省、自治区或者直辖市的行政辖区内开展业务，银保监会另有规定的除外。</p> <p>合资保险公司、独资保险公司在其住所地以外的各省、自治区、直辖市开展业务的，应当设立分支机构。分支机构的设立和管理适用银保监会的有关规定。</p> <p>第二十四条 外资保险公司及其分支机构的高级管理人员，其任职资格审核与管理，按照银保监会的有关规定执行，本细则另有规定的除外。</p> <p>第二十五条 合资、独资财产保险公司因分立、合并或者公司章程规定的解散事由出现，申请解散的，应当报银保监会批准，并提交下列资料：</p> <p>(一) 公司董事长签署的申请书；</p> <p>(二) 公司股东会的决议；</p> <p>(三) 拟成立的清算组人员构成及清算方案；</p>	<p>対する授權書とは、外国保険会社の董事長あるいは総経理が署名した就任予定の外国保険会社支店の総経理に対する授權書を指す。</p> <p>授權書は、被授權者の権限の範囲を明確に記載しなければならない。</p> <p>第二十一条 《条例》第十一条第六号でいう会社を設立予定の高級管理人員は、银保监会の規定する就任資格の条件に合致していなければならない。</p> <p>外国保険会社支店の高級管理人員は、保険会社本社の高級管理人員の就任資格の条件を備えていなければならない。</p> <p>第二十二条 《条例》第十一条第九号でいう会社設立予定の営業場所の資料とは、営業場所の所有権あるいは使用权の証明文書を指す。</p> <p>《条例》第十一条第九号でいう業務に関わるその他施設の資料には、少なくともパソコン設備の配置・ネットワーク構築の状況および情報管理システムの状況を含めなければならない。</p> <p>第二十三条 外資保険会社は、業務の発展ニーズに基づき分支機構の設立を申請することができる。</p> <p>外国保険会社支店は、その所在する省・自治区あるいは直轄市の行政管轄区内においてのみ業務を行うことができるが、银保监会に別の規定がある場合は除く。</p> <p>合弁保険会社・独资保険会社はその住所以外の場所の各省・自治区・直辖市において業務を行う場合、分支機構を設立しなければならない。分支機構の設立および管理は、银保监会の関連規定を適用する。</p> <p>第二十四条 外資保険会社およびその分支機構の高級管理人員、その就任資格の審査および管理は、银保监会の関連規定に基づき執行するが、本細則に別の規定がある場合を除く。</p> <p>第二十五条 合弁・独资の財産保険会社が分割・合併あるいは会社定款が規定する解散事由の発生により、解散を申請する場合、银保监会に報告して批准を受け、下記の資料を提出しなければならない：</p> <p>(一) 会社の董事長が署名した申請書；</p> <p>(二) 会社の株主会の決議；</p> <p>(三) 設置予定の清算グループのメンバー構成および清算計画；</p>
---	--

<p>(四) 未了責任の処理方案。</p> <p>第二十六条 经银保监会批准解散的合资、独资财产保险公司，应当自收到银保监会批准文件之日起，停止新的业务经营活动，向银保监会缴回经营保险业务许可证，并在 15 日内成立清算组。</p> <p>第二十七条 清算组应当自成立后 5 日内将公司开始清算程序的情况书面通知市场监督管理、税务、人力资源社会保障等有关部门。</p> <p>第二十八条 清算组应当自成立之日起 1 个月内聘请符合银保监会要求的会计师事务所进行审计；自聘请之日起 3 个月内向银保监会提交审计报告。</p> <p>第二十九条 清算组应当在每月 10 号前向银保监会报送有关债务清偿、资产处置等最新情况报告。</p> <p>第三十条 《条例》第二十八条所称报纸，是指具有一定影响的全国性报纸。</p> <p>第三十一条 外国财产保险公司申请撤销其在中国境内分公司的，应当报银保监会批准，并提交下列资料：</p> <p>(一) 外国财产保险公司董事长或者总经理签署的申请书；</p> <p>(二) 拟成立的清算组人员构成及清算方案；</p> <p>(三) 未了责任的处理方案。</p> <p>外国财产保险公司撤销其在中国境内分公司的具体程序，适用《条例》及本细则有关合资、外资财产保险公司申请解散的程序。</p> <p>外国财产保险公司分公司的总公司解散、依法被撤销或者宣告破产的，外国财产保险公司分公司的清算及债务处理适用《条例》第三十条及本细则有关合资、独资财产保险公司解散的相应规定。</p> <p>第三十二条 《条例》第四十条所称外国保险集团公司，是指经所在国家依法登记注册，对集团</p>	<p>(四) 未了責任の処理計画。</p> <p>第二十六条 银保监会の批准を受けて解散する合弁・独資の財産保険会社は、银保监会の批准文書の受領日より、新たな業務の経営活動を停止し、银保监会に保険業務経営許可証を返還し、かつ 15 日以内に清算グループを設置しなければならない。</p> <p>第二十七条 清算グループは、設置後 5 日以内に会社の清算手順の開始状況を市場監督管理・税務・人事資源社会保障などの関連部門に書面にて通知しなければならない。</p> <p>第二十八条 清算グループは、設置日より 1 ヶ月以内に银保监会の要求に合致する会計士事務所を招聘して監査を行わなければならない；招聘日より 3 ヶ月以内に银保监会に監査報告を提出しなければならない。</p> <p>第二十九条 清算グループは、毎月 10 日までに银保监会に関連債務の完済・資産処置などの最新状況報告を送信・報告しなければならない。</p> <p>第三十条 《条例》第二十八条でいう新聞とは、一定の影響を有する全国紙を指す。</p> <p>第三十一条 外国財産保険会社はその中国国内の支社の抹消を申請する場合、银保监会に報告して批准を受け、下記の資料を提出しなければならない：</p> <p>(一) 外国財産保険会社の董事長あるいは総経理が署名した申請書；</p> <p>(二) 設置予定の清算グループのメンバー構成および清算計画；</p> <p>(三) 未了責任の処理計画。</p> <p>外国財産保険会社のその中国国内の支社の抹消の具体的な手順は、《条例》および本細則の合弁・外資財産保険会社の解散申請に関する手順を適用する。</p> <p>外国財産保険会社支社の本社が解散する、法に基づき抹消される、あるいは破産を宣告された場合、外国財産保険会社支社の清算および債務処理は、《条例》第三十条および本細則の合弁・独資の財産保険会社の解散に相応する規定を適用する。</p> <p>第三十二条 《条例》第四十条でいう外国保険グループ会社とは、所在国の法に基づく登記登</p>
---	--

<p>内一家或者多家保险公司实施控制、共同控制和重大影响的公司。</p> <p>保险集团是指保险集团公司及受其控制、共同控制和重大影响的公司组成的企业集合，且保险业务为企业集合的主要业务。</p> <p>第三十三条 申请设立外资保险公司的外国保险集团公司，应当具备下列条件：</p> <p>（一）符合《条例》第八条第一、四、五项的规定；</p> <p>（二）所在国家或者地区有完善的保险监管制度，并且该外国保险集团公司或者其主要保险子公司已经受到所在国家或者地区有关主管当局的有效监管；</p> <p>（三）其所属外国保险集团或者其主要保险子公司符合所在国家或者地区偿付能力标准。</p> <p>前款所称主要保险子公司是指受保险集团公司控制、共同控制，申请设立前一年度总资产规模排名靠前的一家或者多家保险公司，且该一家或者多家保险公司合计总资产占该保险集团合并报表保险总资产比重不低于 60%。</p> <p>第三十四条 申请设立外资保险公司的外国保险集团公司，应当提交下列资料：</p> <p>（一）该外国保险集团公司所在国家或者地区有关主管当局核发的营业执照（副本）；</p> <p>（二）该外国保险集团公司或者其主要保险子公司所在国家或者地区有关主管当局出具的符合偿付能力标准的证明及对其申请的意见书；</p> <p>（三）《条例》第九条规定的除第二项之外的资料。</p> <p>前款第一、二项所要求的资料，应当符合本细则第十条至第十二条的规定。</p> <p>第三十五条 外资保险公司变更股东，拟受让</p>	<p>録を経て、グループ内の一社あるいは複数の保険会社に対して支配・共同支配を実施し、重大な影響を及ぼす会社を指す。</p> <p>保険グループとは、保険グループ会社およびその支配・共同支配および重大な影響を受ける会社から成る企業集団であり、かつ保険業務が企業集団の主要業務であることを指す。</p> <p>第三十三条 外資保険会社の設立を申請する外国保険グループ会社は、下記の条件を備えていなければならない：</p> <p>（一）《条例》第八条第一・四・五号の規定に合致している；</p> <p>（二）所在国あるいは地区の完全な保険監督管理制度を有しており、かつ当該外国保険グループ会社あるいはその主要保険子会社がすでに所在国あるいは地区の関連主管当局の有効な監督管理を受けている；</p> <p>（三）その所属する外国保険グループあるいはその主要保険子会社が所在国あるいは地区の返済能力基準に合致している。</p> <p>前項でいう主要保険子会社とは、保険グループ会社の支配・共同支配を受け、設立申請の前年度の総資産規模が上位の一社あるいは複数の保険会社であり、当該一社あるいは複数の保険会社の総資産合計が当該グループの連結財務諸表の保険総資産に占める比率が 60%を下回らないことを指す。</p> <p>第三十四条 外資保険会社の設立を申請する外国保険グループ会社は、下記の資料を提出しなければならない：</p> <p>（一）当該外国保険グループ会社の所在国あるいは地区の関連当局が発行した営業許可証（副本）；</p> <p>（二）当該外国保険グループ会社あるいはその主要保険子会社の所在国あるいは地区の関連主管当局が発行した返済能力基準に合致していることの証明およびその申請に対する意見書；</p> <p>（三）《条例》第九条の規定する第二号以外の資料。</p> <p>前項第一・二号で要求する資料は、本細則第十から第十二条までの規定に合致していなければならない。</p> <p>第三十五条 外資保険会社が株主を変更し、譲</p>
--	---

<p>方或者承继方为外国保险公司或者外国保险集团公司的，应当符合《条例》及本细则关于申请设立外资保险公司的股东条件。</p> <p>第三十六条 《条例》第四十一条所称境外金融机构，是指在中华人民共和国境外注册并经所在国家或者地区金融监管当局批准或者许可的金融机构。</p> <p>第三十七条 保险公司、保险集团公司以外的境外金融机构成为外资保险公司股东的，适用《保险公司股权管理办法》相关规定。</p> <p>第三十八条 外资保险公司违反本细则有关规定的，由银保监会依据《中华人民共和国保险法》《条例》等法律、行政法规进行处罚。</p> <p>第三十九条 《条例》及本细则要求提交、报送的文件、资料和书面报告，应当提供中文本，中外文本表述不一致的，以中文本的表述为准。</p> <p>第四十条 《条例》及本细则规定的期限，从有关资料送达银保监会之日起计算。申请人申请文件不全、需要补交资料的，期限应当从申请人的补交资料送达银保监会之日起重新计算。</p> <p>本细则有关批准、报告期间的规定是指工作日。</p> <p>第四十一条 对外资保险公司的管理，《条例》和本细则未作规定的，适用其他法律、行政法规与银保监会的有关规定。</p> <p>外资再保险公司的设立适用《再保险公司设立规定》，《再保险公司设立规定》未作规定的，适用本细则。</p> <p>第四十二条 投资外资保险公司，影响或者可能影响国家安全的，应当依法进行外商投资安全审查。</p> <p>第四十三条 香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区的保险公司和保险集团在内地（大陆）设立和营业的保险公司，参照适用《条例》和本细则；法律、行政法规或者行政协议另有规定</p>	<p>受予定者あるいは継承予定者が外国保険会社あるいは外国保険グループ会社である場合、《条例》および本細則の外資保険会社の設立申請に関する株主の条件に合致していなければならない。</p> <p>第三十六条 《条例》第四十一条でいう国外の金融機関とは、中華人民共和国国外において登録かつ所在国あるいは地区の金融監督管理当局の批准あるいは認可を受けた金融機関を指す。</p> <p>第三十七条 保険会社・保険グループ会社以外の国外の金融機関が外資保険会社の株主となる場合、《保険会社持分管理弁法》の関連規定を適用する。</p> <p>第三十八条 外資保険会社が本細則の関連規定に違反した場合、银保监会が《中華人民共和国保険法》《条例》などの法律・行政法規を依拠として処罰する。</p> <p>第三十九条 《条例》および本細則の要求に基づき提出、送信・報告した文書・資料および書面の報告は、中国語版を提出しなければならず、中国語と外国語版の表現が一致しない場合、中国語版の表現を基準とする。</p> <p>第四十条 《条例》および本細則の規定する期限は、関連資料の银保监会への送達日より計算する。申請者の申請文書が揃っておらず、追加資料の提出が必要な場合、期限は、申請者による追加資料の银保监会への送達日より改めて計算しなければならない。</p> <p>本細則の批准・報告期間に関する規定は、営業日を指す。</p> <p>第四十一条 外資保険会社に対する管理について、《条例》および本細則が規定していない場合、その他の法律・行政法規および银保监会の関連規定を適用する。</p> <p>外資再保険会社の設立は、《再保険会社設立規定》を適用し、《再保険会社設立》が規定していない部分は、本細則を適用する。</p> <p>第四十二条 外資保険会社への投資が、国家の安全に影響を及ぼすあるいは影響を及ぼす可能性のある場合、法に基づき外商投資安全審査を行わなければならない。</p> <p>第四十三条 香港特别行政区・マカオ特别行政区および台湾地区の保険会社および保険グループ会社が中国本土（大陸）において設立および営業する保険会社は、《条例》および本細則を参</p>
--	--

<p>的，适用其规定。</p> <p>第四十四条 外国保险公司和外国保险集团公司作为中国境内保险公司股东，设立保险集团公司的，适用保险集团公司管理的相关规定，未作规定的，参照适用《条例》和本细则。</p> <p>第四十五条 本细则自公布之日起施行。原中国保险监督管理委员会2004年5月13日发布的《中华人民共和国外资保险公司管理条例实施细则》（保监会令2004年第4号）同时废止。</p>	<p>照・適用する；法律・行政法規あるいは行政協議に別の規定がある場合、その規定を適用する。</p> <p>第四十四条とする：「外国保険会社および外国保険グループ会社が中国国内の保険会社の株主となり、保険グループ会社を設立する場合、保険グループ会社管理の関連規定を適用し、規定されていない場合、《条例》および本細則を参照・適用する。</p> <p>第四十五条 本細則は、公布日より施行する。元の中国保険監督管理委員会が2004年5月13日に公布した《中華人民共和国保険会社管理条例实施细则》（保监会令2004年第4号）は、同時に廃止する。</p>
---	---